

2018年度税制改正大綱 金融・不動産関連の主な改正点

December 15, 2017

In brief

給与所得控除・公的年金等の控除制度の見直し、恒久的施設関連規定の見直し、外国子会社合算税制の見直しなどを盛り込んだ2018年度(平成30年度)税制改正大綱(以下「2018年度税制改正大綱」)が、2017年12月14日に、自由民主党・公明党両党より公表されました。今後、当該大綱に基づき改正法案が国会に提出され、2018年度税制改正の内容が確定することになります。なお、今後の審議等の状況によっては、内容に変更がある可能性がありますのでご留意ください。

本ニュースレターでは、2018年度税制改正大綱のうち、金融・不動産業界に特有の主な改正点について説明します。2018年度税制改正大綱のその他の項目の改正点については、別途配信します Japan Tax Update および資産税ニュースをご確認ください。

自由民主党・公明党両党より公表の「平成30年度税制改正大綱」につきましては以下をご参照ください。
https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/136400_1.pdf

In detail

1. 恒久的施設関連規定の見直し

2018年度税制改正においては、「BEPSプロジェクト」の合意事項が盛り込まれたBEPS防止措置実施条約やOECDモデル租税条約を踏まえ、国際合意に則り必要な税制改正を行うこととされています。具体的には、国際課税における基本的な概念である恒久的施設(以下、「PE」)の定義について、租税条約と国内法の適用関係を明確化し、PE認定の人為的回避に対応するなどの見直しを行っています。

これらのうち、PE認定の人為的回避防止措置として、いわゆる代理人PEについて、その範囲に、国内において非居住者または外国法人(以下、「非居住者等」)のために、その事業に関し反復して契約を締結し、または一定の契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者で、これらの契約が非居住者等の資産の所有権の移転等に関する契約である場合における当該者を加えるとともに、独立代理人の範囲から、専らまたは主として一または二以上の自己と密接に関連する者に代わって行動する者を除外することとされます。なお、上記の密接に関連する者とは、その個人または法人との間に直接・間接の持分割合50%超の関係その他の支配・被支配関係にある者とされています。

上記の改正は、2019年分以後の所得税および2019年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

2. 外国法人等の不動産化体株式譲渡益課税制度における対象株式の判定時期の見直し

BEPS 防止措置実施条約等を踏まえ、非居住者等に係る不動産関連法人の株式等譲渡益課税について、適用対象となる株式等の判定時期を、株式等の譲渡の日前 365 日以内のいずれかの時に見直すこととされます。

上記の改正は、2019 年分以後の所得税および 2018 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

3. 投資法人に係る課税の特例における投資法人が納付した外国税額等に関する改正

投資法人に係る課税の特例における投資法人の支払配当等の額が配当可能利益の額の 90%を超えることとする要件における配当可能利益の額について、関係法令の改正を前提に、その投資法人が納付した外国法人税額等の控除後の額とすることとされます。

4. 投資法人の投資口の配当等および集団投資信託の収益の分配に係る課税の特例および二重課税調整等の改正

- (1) 特定口座の開設等により源泉徴収義務が証券会社等に移転する場合においても、支払の取扱者たる証券会社等が交付をする投資法人の投資口の配当等および集団投資信託の収益の分配について、その投資法人および集団投資信託の信託財産について納付した外国所得税等の額のうち当該配当等および収益の分配に対応する部分の額を、当該証券会社等が源泉徴収する当該配当等および収益の分配に係る所得税の額から控除することができるようになります。
- (2) 投資法人の投資口の配当等および集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除する外国所得税等の額は、当該配当等および収益の分配に係る所得税の額に当該投資法人および集団投資信託の外貨建資産への運用割合を乗じた額を限度とすることとされます。
- (3) 投資法人の投資口の配当等および集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された外国所得税等の額のうち、その支払いを受ける者の配当等および収益の分配に対応する部分の額に相当する金額は、その者のその年分の所得税から控除できることとされます(法人税についても同様とされます)。
- (4) 投資法人の投資口の配当等および集団投資信託の収益の分配に係る源泉徴収税額は、控除できる外国所得税等の額の控除後の金額とされます。
- (5) 投資法人、集団投資信託を引き受けた法人、および支払の取扱者たる証券会社等は、投資法人の投資口の配当等および集団投資信託の収益の分配の支払いを受ける者に対し、上記(3)により控除できる外国所得税等の額に相当する金額を通知しなければならないとされます。

特定目的会社の利益の配当等に係る二重課税調整、特定目的信託の利益の分配に係る二重課税調整および特定投資信託の収益の分配に係る二重課税調整についても同様の措置が講じられ、その他所要の措置が講じられます。

上記の改正は、2020 年 1 月 1 日以後に支払われる収益の分配等について適用されます。

5. 券面のない有価証券等の譲渡に係る消費税の内外判定の見直し

振替機関またはこれに類する外国の機関(以下、「振替機関等」)が取り扱う券面のない有価証券等については、振替機関等の所在地で判定することとされます。なお、当該有価証券等には、券面の発行された有価証券のうち振替機関等が取り扱うものを含むこととされます。

上記以外の券面のない有価証券等については、当該有価証券等に係る法人の本店、主たる事務所その他これらに準ずるもののが所在地で判定することとされます。

6. ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の適用開始時期の見直し

繰延ヘッジ処理または時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等について、承認申請書の提出期限をその適用を受けようとする最初の事業年度の申告期限の3月前の日とした上、その承認申請書に記載された適用を受けようとする最初の事業年度から(現行:承認を受けた日の属する事業年度の翌事業年度から)適用できることとされます。

7. 外国子会社合算税制に関する見直し

外国子会社合算税制について、国内金融機関の海外進出を阻害しないよう、ビジネスの実態を踏まえ、外国金融子会社等に該当する保険子会社および外国金融持株会社の要件に所要の措置が講じられます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400 (代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

金融部

パートナー

高木 宏

03-5251-2788

hiroshi.takagi@pwc.com

パートナー

鬼頭 朱実

03-5251-2461

akemi.kitou@jp.pwc.com

パートナー

松永 智志

03-5251-2586

satoshi.y.matsunaga@jp.pwc.com

パートナー

スチュアート ポーター

03-5251-2944

stuart.porter@pwc.com

パートナー

大石 克洋

03-5251-2565

katsuyo.oishi@jp.pwc.com

パートナー

齋木 信幸

03-5251-2570

nobuyuki.saiki@pwc.com

パートナー

箱田 晶子

03-5251-2486

akiko.hakoda@pwc.com

ディレクター

今村 恭子

03-5251-2855

kyoko.imamura@pwc.com

パートナー

松田 結花

03-5251-2556

yuka.matsuda@pwc.com

パートナー

中村 賢次

03-5251-2589

kenji.nakamura@pwc.com

パートナー

レイモンド カーン

03-5251-2909

raymond.a.kahn@pwc.com

ディレクター

比留間 延佳

080-3592-6099

nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com

移転価格部 金融チーム

パートナー

高橋 輝行

03-5251-2873

teruyuki.takahashi@pwc.com

パートナー

ライアントマス

03-5251-2356

ryann.thomas@pwc.com

パートナー

早川 直樹

03-5251-6714

naoki.hayakawa@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 620 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 236,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2017 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。